

第286回奈良県開発審査会議事要旨

- 日時・場所： 令和7年1月17日（金）9時00分～10時00分
ZoomによるWeb会議
- 出席委員： 中山委員、久保委員、島本委員、竹本委員、佐藤委員、前川委員、
田中委員
- 出席幹事： 建築安全課（前田次長）
県土利用政策室（堂崎課長）
担い手・農地マネジメント課（片山課長）
景観・自然環境課（奥課長補佐）
水・大気環境課（田原課長補佐）

1 開会宣言等

- (1) 議事録署名委員の選出
議事録署名委員に竹本委員を選出
- (2) 傍聴人入室
傍聴人 2人

2 個別案件の審議

第 R6-7号議案 インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場 (特定流通業務施設(倉庫業を営む倉庫):天理市)

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

田中委員：立地の対象とする区域の要件の「おおむね1000m」の定義、インターチェンジから敷地までの距離の測り方を説明願う。

事務局：「おおむね」とは1割をいい、距離はインターチェンジの出入口と一般道路の交点から敷地の主要な出入口までを測るものであることを基準の解説にて規定している。

竹本委員：本計画の計画従業員数と必要な駐車スペースとの関係を説明願う。

事務局：計画従業員は17名であり、それぞれの通勤に係る交通手段に照らし十分な駐車スペースが確保されている。

田中委員：緑地は開発面積の15%以上確保されているか説明願う。

事務局：15.5%確保されている。

久保委員：敷地東側の法面排水により近接する池への影響はないか説明願う。

事務局：敷地東側の法面排水は、敷地東側の道路側溝を経て正田川に放流されるため、ため池に影響はない。

佐藤委員：敷地選定検討図が添付されるようになった経緯を説明願う。

事務局：市街化区域で適地がないことについて、開発審査会での指摘、議論を踏まえ、数回前の開発審査会から資料に添付している。

田中委員：既存倉庫の位置と、敷地の検討範囲を西名阪自動車道付近としている理由を説明願う。

事務局：既存倉庫は大阪市住之江区内にある。倉庫に保管する貨物の主な入出荷経路が西名阪自動車道であるため、その付近で敷地を検討されたものである。

竹本委員：すべての搬出入車両が天理インターチェンジを利用するか説明願う。そうでない場合、要件の「周辺地域における交通の安全、機能又は居住環境等に支障を及ぼすものでないこと」について、南に向かう車両の通行は審査基準に適合しているか説明願う。

事務局：主な搬出入経路として西名阪自動車道を想定しているが、その他の経路を制限しているものではない。なお、南に向かう場合であっても道路は十分に幅員が確保され、通行上支障がないことから、周辺地域の安全性等に支障がないと考える。

竹本委員：要件の「主務大臣からの意見聴取」について、審査基準比較表では「運輸局」となっているが、審査基準に適合しているか。

事務局：主務大臣から運輸局長への事務委任されていることによるものであり、審査基準への適合については問題ない。